

吹田市公告第 1 2 1 号

令和 7 年度吹田市立小・中学校図書室用図書納入業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 4 月 4 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 入札対象物品 吹田市立小・中学校図書室用図書

2 購入数量 一式

3 納入場所 吹田市立小・中学校 5 3 校図書室

4 納入期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

5 最低制限価格 設定しない

6 入札回数 2 回までとする。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「06 図書」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2) に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月16日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

吹田市朝日町3番412号室（吹田さんくす3番館4階）

吹田市教育委員会学校教育部教育総務室

電 話 （06）6155－8063

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞教育委員会入札情報＞2025年度 一般競争入札（物品）一覧＞令和7年度吹田市立小・中学校図書室用図書納入業務に係る制限付一般競争入札＞入札参加資格確認申請書）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（イ）提出された申請書は返却しない。

（ウ）申請書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。（2）アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年4月18日（金）までに、申請者に電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月11日（金）正午までとし、電子メールにより受け付ける。 ※電話により到達確認を行うこと

メールアドレス 学校教育部教育総務室 kyo-keiyaku@city.suita.osaka.jp

FAX番号 学校教育部教育総務室 （06）6155－8077

電話番号 学校教育部教育総務室 （06）6155－8063

(2) 回答期日

令和7年4月15日（火）午後5時30分までに吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞教育委員会入札情報＞2025年度 一般競争入札（物品）一覧＞令和7年度吹田市立小・中学校図書室用図書納入業務に

係る制限付一般競争入札＞質疑回答）に回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

10 入札説明会

入札説明会は実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状については、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞教育委員会入札情報＞2025年度 一般競争入札（物品）一覧＞令和7年度吹田市立小・中学校図書室用図書納入業務に係る制限付一般競争入札＞仕様書等、入札関係書類）からダウンロードすること。

11 入札日時及び入札場所

（1）入札日時

令和7年4月23日（水）午前9時30分

（2）入札場所

吹田市朝日町3番405号

（さんくす3番館4階）教育委員室

12 入札方法

入札者は、図書等の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する割引額の割合（以下「分引率」という。）を入札書に記載すること。

分引率の記載は、百分率（パーセント）によるものとし、その数値の表示は小数点第二位までとすること。（記載例〇〇．〇〇パーセント）

13 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として図書等納入予定金額の

100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市教育委員会図書等分引率入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

（1）有効な入札を行った者のうち、入札分引率が予定分引率以上で最高の分引率のものを落札者とする。

（2）落札者となるべき同分引率の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を

立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

- (3) 落札分引率は、契約分引率とする。図書等の発注が生じた際は、図書等の本体価格（定価より消費税等相当額）を除いた額から、前項の規定により決定した落札者の分引率を乗じた額を差し引いた額に消費税等相当額を加算した金額を契約金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、図書等納入予定金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 契約予定日

令和7年4月30日（水）

21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の

- 内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

22 問合せ先

吹田市朝日町3番412号室（吹田さんくす3番館4階）

吹田市教育委員会学校教育部教育総務室

電 話 （06）6155－8063

FAX （06）6155－8077